

送信日時:2006年10月13日(金) 17時49分22秒

[公開草案]

「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」

- 法人名 :ゴールドマン・サックス証券株式会社
 - 部 署 :資本市場本部 転換社債オリジネーション
 - 役 職 :部長
 - 名 前 :益田 治郎
 - 電話番号 : [REDACTED]
 - メールアドレス : [REDACTED]
-

■コメント:

26. 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理について
凸版印刷、日本郵船案件を考えると取得の対価が現金と株式の組み合わせであった場合について明確化すべきと思われます。

たとえば株価が転換価格を30%上回っていた場合、CBの取得は100の現金と時価30の株式でなされることとなります。実務対応報告第16号においては130が対価になるので、取得費用は130であるとのことになっていました。

本ケースでは100で発行したCBを100の現金と30の株で取得するわけですが、全てのCBが100の現金で償還されたと考えてしまうと、30について転換が起こったと考えられないので、まず30の株数に対応するCBについて株式への転換が行われたとして、残りのCBを100で取得したと考えざるをえないと思われます。その場合、消却が行われた時に損失が出ることとなります。

そのような理解でよろしいでしょうか。